C1000 情報システム運用基本方針

国立情報学研究所 学術情報ネットワーク運営・連携本部  
高等教育機関における情報セキュリティポリシー推進部会

**改定履歴**

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 日付・文書番号 | 改定内容 | 担当 |
| 2007年2月15日  A1000 | 新規作成 | 国立大学法人等における情報セキュリティポリシー策定作業部会 |
| 2013年7月5日  B1000 | 文書番号の変更のみ | － |
| 2015年10月9日  C1000 | 文書番号の変更のみ | － |

本文書の内容についてのご質問、ご意見は以下まで電子メールにてお寄せください。

sp-comment[at]nii.ac.jp　（[at]を＠に置き換えてください）

担当者の所属は改定当時のものです。担当者への直接のご質問はご遠慮ください。

C1000-01　（情報システムの目的）

第一条　Ａ大学（以下「本学」という。）情報システムは、本学の理念である「研究と教育を通じて、社会の発展に資する」ことの実現のための、本学のすべての教育・研究活動及び運営の基盤として設置され、運用されるものである。

解説：組織の基本方針（ポリシー）であるので、この条で「本学」は大学ではなく法人とする考え方もある。規程の名称（位置づけ）に法人名を冠することもある。本学の基本理念であるかぎ括弧部分は、各大学のものに差し替えるか、あるいは「本学の理念と使命の実現のため」などとする。  
規程の第一条は規程の目的を述べる例が多いので、情報システム運用基本方針を制定する目的を述べるよう書き改めても良い。この基本方針規程を情報セキュリティポリシーとして、この条で情報資産の保護の実施をうたうようにして、以下の条でも情報資産の保護の実施を定めるやり方もある。  
本基本方針を実施するために、各種規程や手順など（情報セキュリティポリシーの体系を構成するもの）を規定することをこの条か別の条で述べるべきかもしれない。

C1000-02　（運用の基本方針）

第二条　前条の目的を達するため、本学情報システムは、円滑で効果的な情報流通を図るために、別に定める運用基本規程により、優れた秩序と安全性をもって安定的かつ効率的に運用され、全学に供用される。

解説：本基本方針は、本学における情報システム運用に際して次の事項に関する基本的な取り組みを規定することにより、本学情報システムの健全な運用と利用を実現するとともに情報社会の発展に貢献することを目的とする。

（a）情報資産の保護

（b）情報システム運用に関連する法令の遵守

不正アクセス禁止法、プロバイダ責任制限法、著作権、個人情報保護法等

（c）学問の自由・言論の自由・通信の秘密(プライバシー保護等)とルールに  
よる規制とのバランス

もし情報セキュリティを中心に据えた基本方針とするならば、それをここで「以下の対策を基本方針とし」のように書いて、不正アクセス対策、不正利用対策、情報資産管理、教育、および評価・見直しなどの事項を掲げる。

C1000-03　（利用者の義務）

第三条　本学情報システムを利用する者や運用の業務に携わる者は、本方針及び運用基本規程に沿って利用し、別に定める運用と利用に関する実施規程を遵守しなければならない。

C1000-04　（罰則）

第四条　本方針に基づく規程等に違反した場合の利用の制限および罰則は、それぞれの規程に定めることができる。

解説：情報システムの利用に関わる違反に対して、利用者や運用担当者などの個人あるいは部局に対する利用制限措置と、その個人である教職員あるいは学生に対する懲戒とがありえる。これらを規程に定める場合に、アカウント停止のような利用制限措置については、情報システム上で行う業務（職員）や講義（学生）、あるいは申請手続き等のように情報システム利用を必須とする行為が行えなくなる副作用またはそれを防止する代替手段の用意などを考慮に入れることが必要である。また、懲戒について所属部局で決定する場合には情報メディアセンターの調査報告から懲戒決定までの手続きを規定しておくことと、部局間での懲戒の内容のバランスをとることを考慮すべきである。